

高岡市制度の改正について

厳しい経営環境におかれている中小企業の皆さまへの円滑な資金供給に万全を期すために、緊急資金及び緊急資金(別枠)を統合し、「景気対応緊急資金」に改正しましたのでお知らせします。
制度概要は、次のとおりです。どうぞご利用ください。

1 制度概要

保証対象者	次に掲げる条件を備えている中小企業者 (1)最近3か月間の平均売上高等が前年又は前々年の同期の月平均売上高等に比べ3%以上減少していること。 (2)最近3か月間の平均売上総利益率又は平均営業利益率が前年又は前々年の同期の平均売上総利益率又は平均営業利益率に比べ3%以上減少していること。 (3)最近1か月の売上原価が前年同期に比べて上昇していること。
資金使途	運転資金
貸付限度額	2,500万円 ただし、既に、緊急資金及び緊急資金(別枠)を利用している方の貸付限度額は、その利用残高を含めて2,500万円とします。
保証期間 (うち据置期間)	5年以内(6か月以内) ただし、最近の決算において2期連続して経常赤字を計上しており、かつ、市内の商工会議所、商工会又は中小企業支援センターにおいて経営指導を受けている場合は7年(6か月以内)
貸付利率	年2.20%以内
信用保証料率	年1.05%～年0.35%
連帯保証人	原則として、法人代表者のみ
担保	必要に応じて取り受け
制度の略称	高岡景気対応
その他	申込時に高岡市景気対応緊急資金に係る調書の添付が必要

2 取扱期間

平成22年3月1日～平成23年3月31日(保証申込受付分まで)